

令和7年6月20日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年6月20日（金）
- (2) 開会 午前9時58分
- (3) 散会 午前11時38分

3 場所 議場

4 出席委員

渡辺久治 委員長
大田基次 副委員長
委員
川畑二美 委員
川原慎一 委員
大野雅子 委員
高崎良二 委員
委員
竹之内和満 委員
白石純一 委員（早退）
竹原信一 委員
仮屋園一徳 委員
木下孝行 委員
山田勝 委員
濱田洋一 委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上脇重樹 次長兼議事係長
松林俊介 議事係主査

7 説明員

牟田昇 総務課参事
前田誠一郎 総務課消防係長
新町勝利 財政課長
川原陽介 財政課長補佐兼財政係長
四郎園佳那 財政課管財係長兼財産活用推進係長
富永賢吾 企画推進課長
岩下亮一 企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長

大橋尚子 市民課長
平田祥子 市民課長補佐兼住民年金係長
川邊千紘 市民課国保係長
尻無濱久美子 福祉課課長
寺園勝夫 福祉課長補佐兼福祉係長兼保護係長
鎌田渚 福祉課児童福祉係長
寺地克己 こども保健課長
尾上京子 こども保健課保健予防係長
大野裕人 農政林務課長兼農村環境改善センター所長
下澤克宏 農政林務課長補佐兼農村振興係長
所崎慎也 農政林務課長補佐兼林務係長
西村史弥 農政林務課農政管理係長
牧内達志 農村環境改善センター管理係長
園田豊 環境水産課長
大川内広樹 環境水産課生活環境係長
尾上覚史 商工観光課長
船藏真一 商工観光課長補佐
早水健児 商工観光課長補佐兼商工観光係長
池田英人 都市建設課長
尾上国男 都市建設課技監
松下直樹 都市建設課長補佐兼管理係長
吉屋竜太 都市建設課長補佐兼建設係長
花田伸行 都市建設課長補佐兼維持係長
脇園涉 都市建設課住宅対策係長
迫口竜一 都市建設課建築係長
早水英行 生涯学習課長
松永麻美 生涯学習課社会教育係長
寺地英兼 スポーツ推進課長
川邊啓一 スポーツ推進課スポーツ係長

8 会議に付した事件

議案第34号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）

9 議事の経過概要

別紙のとおり

予算委員会 令和7年6月20日（金）午前9時58分開会

審査の経過概要

◎ 議案第34号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）

渡辺久治委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第34号、令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）です。

日程は配付しました日程表のとおりです。よろしくお願ひいたします。

質問は一問一答形式とします。発言に最初に関係されているページ、款項目節の事業の名称等をつけてから始めてください。よろしくお願ひします。

それでは審査に入ります。

市民課は入室してください。

[市民課入室]

議案第34号を議題として、市民課所管の事項について審査に入ります。

市民課に説明を求めます。

大橋市民課長

おはようございます。

それでは、議案第34号中、市民課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和7年5月26日に施行された改正戸籍法に基づき、本年7月末から8月上旬にかけて通知する戸籍に記載される予定の氏名の仮の振り方について、修正の届出に対応するための経費を補正するものであります。

初めに、歳出予算について御説明いたします。

補正予算書の11ページを御覧ください。

第2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費1節報酬から8節旅費は、戸籍の氏名の振り仮名法制化対応業務に従事する会計年度任用職員1名に係る人件費の増額であり、12節委託料は、市が通知した氏名の振り仮名について、令和8年5月25日までに修正の届出がない方の振り仮名記録を一括して戸籍に記載するための戸籍情報システム改修に要する経費の増額であります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金は、戸籍の氏名の振り仮名法制化対応に係る補助金であり、補助率は100%であります。

第20款諸収入5項4目雑入は、会計年度任用職員に係る雇用保険料であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

渡辺久治委員長

所管課の説明は終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中、市民課所管の事項の審査を一時中止します。

[市民課退室、総務課消防係入室]

次に議案第34号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。
所管に説明を求めます。

牟田総務課参事

議案第34号中、総務課消防係所管分について説明いたします。
補正予算書の14ページをお開きください。

第9款1項1目常備消防費18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区消防組合へ負担金として支出するものであり、長島町議会選出の消防組合監査委員の費用弁償に不足が生じること及び阿久根消防署潜水隊3名が本年1月に発生した漁船の座礁に伴う活動中、船体から流出した重油により汚染されたため、当初予算で購入予定であった1セットに加え、新たに2セットを追加して購入するものであります。

次に、2目非常備消防費10節需用費は、折多分団折口班に配備している小型動力ポンプに不具合があり、修繕を必要とするため補正しようとするものであります。

消防ポンプは、送水を早くするために吸管内の空気を素早く抜く真空ポンプが装備されておりますが、その真空ポンプ内のタービン、いわゆる羽根部分が破損し、真空ポンプ内を損傷したため、今回その修繕費を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

14ページ、9款1項1目常備消防費のところだったかと思うんですが、消防隊員が重油汚染ですか。重油に汚染された、もう少し詳しくと、状況と、その症状はもういいのかどうか教えてください。

牟田総務課参事

本件につきましては、今年1月に、新港のちょっと先のほうですけれども、そこで発生しました漁船の座礁事故というものがございました。

岩場に乗り上げて止まっていたわけですけれども、そこに潜水隊が出動して、船内の捜索、それから、搭乗の方がいらっしゃらなかつたので、その近辺の捜索を行いました。

その際に重油が途中から漏れ出してしまって、その重油が潜水服、スーツ等、そういう潜水器具を汚染したという形になります。

潜水器具等は、プラスチックあるいはゴム製品でできておりまして、油類に非常に弱いというものがあります。

帰署してからすぐに洗浄作業等を行ったんですけども、どうしても臭いがとれない。それから、そういう専門業者に聞くと、プラスチック類なんかは特に劣化するというのがあります、臭いのついたまま潜水隊に装着させるというわけにはいけませんので、その部分を、本来今年度、1着は更新しようとしたんですけども、どうしても潜水活動に、出動に際して、それじゃ足りないので、新たに2着を更新しようというものでございます。

白石純一委員

私勘違いしてました。隊員の身体を汚染あるいは影響があったというわけではないということでおろしいんですね。

牟田総務課参事

そのときは確かに髪の毛とか、体のほうに付着はしておりましたけれども、それは何とか除去することができました。ただ、今後もその臭いによって、影響が出るという懸念がございましたので、もう入れ替えるということでございます。

山田勝委員

関係ないかもしれません、今消防長の説明を聞けばですね、漁船が、船が座礁をしとって、それがそこから油が途中から出てきたということなんですね、それはその処理。

その乗組員はいなかったんですか、そこはいなかったからという話なんですか。

渡辺久治委員長

暫時休憩に入ります。

(休憩 午前10時9分～午前10時16分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中、総務課消防係所管の事務の調査を一時中止します。

[総務課消防係退室、企画推進課入室]

次に、議案第34号中、企画推進課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

畠永企画推進課長

議案第34号のうち企画推進課に関する所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明いたします。

11ページをお開きください。

第2款総務費1項8目企画費の補正額255万8000円の増額は、公益財団法人地域社会振興財団の地域医療等振興事業費交付金が採択されたことに伴うお試し移住体験住宅事業の実施及びそれに付随する移住促進レンタカー補助事業を実施するための経費であります。

人口減少が続く中、市の第3期まちづくりビジョンにおいても、移住定住、交流人口、関係人口の創出は喫緊の課題と捉えております。

お試し移住体験住宅事業は、市内の一軒家及び生活に必要な備品を準備し、市外在住の移住希望者へ移住体験を提供するものです。

また、移住促進レンタカー補助事業は、移住体験期間中に、公共交通体系に乏しい市の実情を踏まえ、利用者がレンタカーを賃貸した場合にその費用の一部を補助するものです。

経費は、家賃や布団のレンタル料などに係る13節使用料及び賃借料116万2000円、家具等購入費に係る17節備品購入費60万円、レンタカ一代への補助に係る18節負担金、補助及び交付金25万円などが主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について申し上げます。

10ページをお開きください。

第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金は、充当事業の財源組替え等により減額しようとするものであります。

第20款諸収入5項4目雑入の地域医療と振興事業費交付金208万3000円は、先ほど御説明

しましたとおり、公益財団法人地域社会振興財団の地域医療等振興事業費交付金が採択されたことによる交付金の受入れであります。

以上で御説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

11ページ、2款1項8目13節の使用料及び賃借料のお試し住宅なんですけれども、実際にもう特定した物件があって、そこをどれぐらいの整備で進めるようになるのか教えてください。具体的な物件、どこのどういうものだというものが分かれば、可能でしたら教えてください。

富永企画推進課長

具体的に借り入れる家等が決まっているかというところですが、現在、調整中という形になっておりまして、具体的のところまではまだ詰められていないという状況でございます。

白石純一委員

候補の物件は、すぐに住めるようなもの、あるいは手直しが必要ということでしょうか。

富永企画推進課長

住める状態にすぐなっているのかということの御質問かと思いますが、事業者の方から借り入れるという予定にしてございまして、もうすぐ住める状態に提供できるような形で考えております。

山田勝委員

11ページのですね、18節補助金、移住促進レンタカー補助事業なんですが、これは購入するんですか、車。借りるんですか。

富永企画推進課長

レンタカーにつきましては、移住者の方がレンタルしていただくことを想定しております、その費用に対しまして、市からの補助をさせていただくことでのスキームでございます。

山田勝委員

必要な経費に対する補助額っていうのは決まってるわけですか。それなりの算定があるんですか。

富永企画推進課長

補助対象経費につきましては、レンタカーの賃借料及びチャイルドシート等を使う場合の賃借料を想定してございまして、補助の金額につきましては、当該経費のですね、2分の1以内、条件5万円という形で検討しているところでございます。

山田勝委員

了解です。

それからですね、歳入の10ページ、雑入、地域医療等振興事業費交付金208万3000円ですよね。

それが今回の事業の大本になるという事業だという話を聞きますけれども、地域医療等振興事業費交付金とですね、今回の移住促進の事業と具体的にどういう関連があるんでしょうかね、地域医療というのと。

富永企画推進課長

地域医療等振興事業費交付金の内容についてのお尋ねかと思います。

こちらは公益財団法人地域社会振興財団が所管する補助金制度という形になってございまして、人生100年時代づくり地域創生ソフト事業交付金といったものがございます。

地域医療等振興自治宝くじ、通称レインボーくじというところが財源になってございまして、こちらの交付で募集される事業の中に移住定住というメニューがございまして、昨年度の末に応募いたしまして、令和7年4月に採択を受けたといったところになってございます。

[山田勝委員「了解です」と呼ぶ]

木下孝行委員

山田委員の最初の質問と同じでですね、企画費の中の11ページ、企画費の中の負担金補助金に関して、移住者にレンタカーの補助をするというのは理解できまして、その中でこれは期間が決まってるのか、無限にずっと補助していくのか。その期間的なものはどうなってるんですか。半年とか1年とか期限があるのか教えてください。

富永企画推進課長

レンタカーへの補助の期間ということでのお尋ねだったかと思います。

お試し移住体験住宅事業と連動させてる形を考えてございまして、こちらの体験住宅事業自体が最大30泊31日の利用となりますので、レンタカーにつきましても30日以内が限度になるかというふうに考えてございます。

濱田洋一委員

11ページのそれぞれ委員の方から質問があったところですけれども、2款1項8目の13節、17節、18節なんですが、この予算が可決された場合に、こういった取組をしたいと、こういうことであろうかと思います。

また、まちづくりビジョンの中でも、そういったお話を聞きしました。

募集をされていかれると思うんですが、どういった形での募集をされるんですか。

富永企画推進課長

本事業の周知広報はどうなっているのかというところのお尋ねかと思います。

我々も効果的な情報発信というところが重要だというふうなところは認識してございます。

媒体としましては、市のホームページ、公式SNSだけでなく、都市圏で開催されます移住イベント等にも積極的に参加したいと考えてございまして、今回の補正予算の中に相当分の旅費っていうところも計上してございまして、委員が御指摘のとおり移住体験の中にですね、市の観光スポットなどを周知していったりとか、そういうところも考えられます。

またですね、魅力発信におきましては、移住定住業務を担う地域おこし協力隊とそういったところも活用して魅力等を発信していければというふうに考えてございます。

濱田洋一委員

今後この予算の可決後に今お話しいただいた取組を進めたいということではあります、先ほど、11番委員の質問の中で、最大30泊というようなお話があったかと思うんですが、お試しなんですけども、例えば、定住していただくというのは、目的の中にはあるんでしょうか。

例えばですよ、お試し住宅に、例えば、ここに住みたいだとか、お試し住宅を利用させていただいて、阿久根に住んでみたいとか、そういうのも目的としてあるんでしょうね。

富永企画推進課長

委員お尋ねの件は、移住体験をしていただいた住宅に、そのまま定住という形で住み続けられるかという御質問かと思うんですけれども、今回の事業スキームの中では、30日を限度として体験していただくという形で考えてございまして、そのあとですね、定住を希望される場合はですね、当然ながら住宅のほうの相談の中で、どの辺に住みたいですとか、御希望を伺いながらですね、適切に事業者等も御紹介させていただいて、提示に向けたサポートしていくという形で考えているところでございます。

[濱田洋一委員「分かりました」と呼ぶ]

山田勝委員

先ほど私、補助金の話をしましたけどね。

今回はそういうことで申し込んだら決定になったということなんですね。

でも、来年も同じようにこの補助金はいただけるという計画なんですか。

富永企画推進課長

今回の交付金によるお試し移住につきましては、単年度という形になってございます。

次年度につきましては、新たに財源等を検討していく必要はあるかというふうに考えておりますが、予算の時期等にですね、また財政課とも協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

山田勝委員

今年度はこの予算があったけど、来年度はないからもう終わりですよじゃなくて、やはり継続してずっとこうね、紹介するんだったら、ほかの予算でもいきながらですね、こういう事業は継続する必要があるかなあと思ってでした。よろしく頑張ってください。

川畑二美委員

一つお尋ねしたいんですけど、やはり同じ10ページなんですけど、旅費で26万6000円入ってるんですけど、これは東京から阿久根に来るっていう、家族4人で来られるっていう場合の旅費、全額出していただける形で考えてらっしゃるんでしょうか。

富永企画推進課長

委員お尋ねの旅費についてでございますが、こちらは、先ほど申し上げました都市圏の移住定住イベントに出展するための職員旅費という形で捉えていただければというふうなものでございます。

[川畑二美委員「出展するときですか」と呼ぶ]

そうですね、こちらがイベントに参加するときの必要な旅費という形です。

[川畑二美委員「じゃあ、自分のお金で参加する」と呼ぶ]

[「委員長」と呼ぶ者あり]

渡辺久治委員長

委員長を通じて言ってください。

川畑二美委員

来る方は自分のお金で来て、来るってということで理解してよろしいでしょうか。

富永企画推進課長

委員、御認識のとおりでございます。

川畠二美委員

ありがとうございます。

それでもう一つ。先ほどからレンタカーのお話が出てるんですけど、30日間、こちらはレンタカーを借りて、ガソリンはもう移住体験される方が自分で出すっていう形で考える形になるんでしょうか。

富永企画推進課長

レンタカーのガソリン代につきましては、御利用者負担という形で想定してございます。

[川畠二美委員「ありがとうございます」と呼ぶ]

大田基次委員

すいません、ちょっと教えてくださいね。

例えばですよ、新築を阿久根に、よそから来て阿久根に新築を建てようとしている。その途中の1か月間とかを貸出しをされるとかそういうのもありますか。新築されてる場合はなしですか。

富永企画推進課長

個別の事由につきましては、当然そのとき、タイミングで御相談させていただくという形になってございます。

一応、事業の趣旨といたしましては、阿久根の魅力を伝えさせていただいて、移住定住につなげるということになりますので、移住がもう決定された方について貸し出せるかどうかっていうところは、ちょっと疑義があるところかなというふうに考えてございます。

一応事業の趣旨にのっとって、相談もしながらですね、適切に対応していかなければというふうに考えてるところでございます。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。

[発言する者あり]

暫時休憩します。

(休憩 午前10時34分～午前10時37分)

[企画推進課退室、福祉課入室]

渡辺久治委員長

休憩中に前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第34号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尻無瀬福祉課長

議案第34号中、福祉課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の12ページをお開きください。

第3款民生費2項5目保育施設運営費の補正額941万8000円は、保育所等給食支援事業であり、物価高騰の影響を受けた保育所等における給食について、栄養バランスや量を保つ

た、従前どおりの給食等が提供できるよう必要な経費を市内の保育所及び認定こども園に補助するものであります。

次に、歳入になりますが、9ページを御覧ください。

第15款県支出金1項2目民生費県補助金の補正額485万6000円は、歳出で御説明しました保育所等給食支援事業費で2分の1の補助金であります。

以上で福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

[福祉課退室、こども保健課入室]

次に、議案第34号中、こども保健課所管の事項について審査に入れます。

所管課に説明を求めます。

寺地こども保健課長

それでは、議案第34号中、こども保健課の所管する事項について御説明いたします。

今回の補正予算は、本年秋冬に予定している新型コロナワクチン接種に対し助成を行うため、所要の費用を補正予算として計上したものです。

初めに歳出予算から御説明いたします。

一般会計補正予算書の12ページを御覧ください。

第4款衛生費1項3目予防費の補正是、12節委託料であり、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患有する方8,141人を対象として接種を予定している新型コロナワクチン接種に要する費用となります。

この新型コロナワクチン接種については、今後、出水郡医師会などとの協議が必要となります。現時点において、接種率を25%、接種者数を2,035人、1人当たり接種費用を1万5200円と見込み、接種費用のうち市が1万2100円を助成し、接種に対する自己負担額を3,100円にしようとするものであります。

次に、歳入予算については、今回該当がありません。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

ワクチンの何かレプリコンという名前のワクチンが出たりしてますけど、そういうのも今回に含まれる予定なんですか。

寺地こども保健課長

今回使用される新型コロナワクチンの種類については、まだ決定をしていないところです。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中、こども保健課所管の事項の審査を一時中止します。

[こども保健課退室、農政林務課入室]

次に、議案第34号中、農政林務課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

大野農政林務課長

それでは、議案第34号中、農政林務課所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

初めに、第2条は地方債の補正の追加であり、農政林務課所管分は、1行目の県営農地整備事業と2行目の農村地域防災減災事業であり、限度額を設定するものです。

次に、12ページをお開きください。

1番下の6款農林水産業費1項農業費5目農地費10節需用費の508万8000円の修繕料は、折多排水機場ポンプ設備を点検した結果、排水ポンプ設備の運転開始時に使用する真空ポンプ設備2基のうち1基が故障していることが判明し、早急な修繕が必要となったことから、その修繕に係る費用を計上するものです。

次に、13ページにかけての18節負担金、補助及び交付金の3127万5000円は、それぞれ経営農地整備事業等の事業費確定に係る負担金を計上するものですが、説明欄1番上の農村地域防災減災事業、奥園ため池は、多田地区にある奥園ため池の堤体等の改修工事、13ページ、説明欄1番上の農村災害対策事業、阿久根北部は、主に折口地区の小糠蒔ため池、鍋石排水路、多田地区の中面ため池、脇本地区の八郷排水路の改修工事に係る負担金になります。

その下、農業競争力強化基盤整備事業阿久根南部地区は、主に筒田地区、山下地区、田代地区の用排水路の改修、浦地区の農業用水ポンプ設備工事の工事に係る負担金として1650万円と、同事業により整備した地区で、認定農業者等への扱い手への集積率が55%以上を達成した場合、集積促進費として、達成地区に対して交付する940万円の合計2590万円になります。

なお、集積促進費は、県から農業経営高度化支援事業として交付額の55%に相当する額が、県補助金として市に対して交付される見込みとなっております。

次に、10目農村環境改善センター管理費10節需用費の修繕料は、農村環境改善センターの消防設備の非常放送設備が令和6年度の消防設備点検において、経年劣化により故障していることが判明し、当初予算において、その修繕に係る経費を計上していましたが、資材等の価格高騰に伴い予算が不足することから、その不足分を計上するものです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書は9ページに、なります。

1番上の12款、分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の100万円の農地整備事業費は、先ほど歳出で御説明いたしました農業競争力強化基盤整備事業阿久根南部地区の浦地区の農業用水ポンプ設備整備に係る地元負担金として受け入れるものです。

15款県支出金2項県補助金5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の517万円の農業経営高度化支援事業費促進費は、同じく歳出で御説明いたしました農業競争力強化基盤整備事業阿久根南部地区集積促進費に係る補助金として受け入れるものです。

次に、10ページをお開きください。

21款市債 1 項市債 5 目農林水産業債 1 節農業債の1480万円は、同じく歳出で御説明いたしました県営農地整備事業と農村地域防災減災事業の負担金に伴う充当債です。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

山田勝委員

本会議で質問をしましたよね。

この県の事業なのに、阿久根市が起債をして負担金を出しますよね。その仕組みを教えてください。

大野農政林務課長

負担金の仕組みということで、山田委員が本会議で御質問された事業については、農村災害対策事業（阿久根北部地区）にあるところです。

その事業は、事業期間については令和2年度から7年度となって、全体の事業費については5億1150万円となっております。

事業の中身については、全体で、ため池2か所、緊急避難道路1か所、排水路13か所で、計16か所の事業となっております。

これは県営事業になりますので、県が実施主体になります。そこで負担割合というのがありますて、5億1150万円のうち国が55%、県が40%、市が5%の負担割合の事業になります。県のほうですね、この複数年に及ぶ事業です。予算が確保されれば、例えば令和7年度であれば8,000万円の予算は確定しておりますので、その8,000万円に対する5%の負担が今回の補正額ということになっております。

山田勝委員

いやだから、例えば、こういう事業についてはですね、最初計画するのはどこが計画して、事業そのものが県がやる経営事業ですからね。だから、どこが計画するんですか。

大野農政林務課長

県から事業の打診がありまして、地域で説明会を実施しまして、要望を取りまして、市町村で取りまとめを行い、県のほうに申請をいたします。

その申請に基づいて事業内容が確定をして、それぞれの年度において予算が確定してそれに対する負担金を払っていくことになっております。

山田勝委員

県が、もちろん国がメニューをするんでしょうけどね、それ。メニューに基づいて、今回こういう事業ありました、対象の地区ありませんかということで、市町村に説明があるわけでしょう、県からですね。

そのときに、阿久根市としては、事業採択か所について何か所かあげてですね、ここをば今回の事業をやってくださいというお願いをするわけでしょ。

大野農政林務課長

おっしゃるとおりですね。

山田勝委員

結局事業が確定しますと、確定した事業に対する阿久根市の持分は5%持分を、事業を

確定したときに阿久根市は支払いをするということでいいんですけどもね、やはり私も今回、この先日言ったのは、もう本当に、桐野の場所はですね、大雨のたんびに災害が起つてですね、前年度は県道まで流れましたよ。県道も崩壊しましたよ。

あんなところをですね、私はもうちょっと阿久根市も県も県議も国会議員も入れてですね、検討しなければ、毎年毎年災害を受ける農家はおってですよ。私は余りにも無責任者やった、頭に来てこの前言ったんですけどね。

だから、みんな喜んでましたよ。災害の計画をつくってくれてですね、もう土地回しも終わつた何も終わつたということなんだけど、できていない。それに対する怒りがねえ、朝私のところに何人かこられたのでね、そのついでに私もやかましく言ったんですけどね、やはりその付近はね、やはり予算を上げてくださいお願ひしますというのは、やはり、市長も県議も一緒になってね、県にあるいは国に一生懸命やらないと、もう県議の声なんて聞いたことはない。

古里ももう大きな災害が起つておりますよ、県道の上に。

だからそういうことをあなた方も、計画のやり方をね、ぜひやって、そして、なんで、私は事業そのものはよく分かつてますよ。でも、現実に議員の皆さん方もね、制度そのものをよく理解をしていただいて、一緒にやっぱり阿久根市を良くせないかんと思って、こういうお願ひをしているところです。

渡辺久治委員長

意見ですね。

[山田勝委員「はい、お願ひです」と呼ぶ]

この委員会では、お願ひはならないんで、意見としてございました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

休憩に入ります。

(休憩 午前10時56分～午前10時57分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会に入ります。

ないようですので、議案第34号中、農政林務課所管の事項の審査を一時中止します。
この際暫時休憩します。

(休憩 午前10時57分～午前11時6分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第34号中、環境水産課所管の事項について審査に入ります。
所管課に説明を求めます。

園田環境水産課長

それでは、議案第34号中、環境水産課所管分について御説明いたします。
まず、歳出について御説明いたします。

補正予算書の12ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金の403万1000円につきましては、木佐木野簡易水道組合で管理している共同水道施設に、経年劣化等による不具合が生じており、今後の生活用水確保が懸念されるため、同組合が市の共同水道施設設置事業等補助金を活用して、施設の補修整備を行うものです。

今回の施設の不具合につきましては、同組合が、水中ポンプ用配管の目詰まり解消のため、今年2月に業者に依頼してメンテナンスを行おうとした際、経年劣化していた配管が破損したことが原因であり、その後は、応急処置として仮ポンプを設置し、生活用水が確保されているところですが、一刻も早い抜本的な改修が必要であり、今回の補正で対応しようとするものです。

なお、この補助金については、補助率が10分の8となっております。

次に、同じく4款1項の7目葬斎場管理費10節需用費の41万8000円につきましては、阿久根市葬祭場佛石の里、正面玄関ホール自動ドアの異音や稼働の不具合が不定期に発生しており、現在、同型の自動ドアは部品も含め生産中止になったことから、葬斎場運営に支障を来さぬよう新たなものに取り替えるものです。

歳出の説明は以上になりますが、なお、歳入については該当がございませんでした。

以上、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中、環境水産課所管の事項の審査を一時中止します。

[環境水産課退室、商工観光課入室]

次に、議案第34号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尾上商工観光課長

議案第34号中、商工観光課所管分について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

補正予算書の13ページをお開きください。

第7款商工費1項3目観光費の18節負担金、補助及び交付金は、当初予算に計上している地域食材を活用した観光交流促進事業の実施を中止することとしたため、当該事業に係る予算を減額しようとするものです。

地域食材を活用した観光交流促進事業は、食のまち阿久根の魅力向上や基盤強化を図るため、阿久根大使でありフランスでミシュランの星付きレストランを経営する伊地知雅氏や、美食のまちサン・セバスチャン等からスペイン人シェフを招き、1週間程度滞在していただく中で、阿久根の食材を活用したディナーイベントを開催するとともに、市内飲食店や生産者、高校生などとの交流事業を行うものです。

しかしながら、今般のウクライナ侵攻や、いわゆるトランプ関税の影響によるヨーロッパをはじめ、フランス、スペインの不景気により、伊地知シェフをはじめ、海外のシェフが経営する店舗の売上げが落ち込んでおり、自身の店舗の経営も相当程度不安定な状況であり、阿久根に来ることができないとのことから、当該事業の実施を断念せざるを得なく

なったものです。

また、同節のアートを活用した観光交流促進事業について、本年4月に県の地域振興推進事業補助金の事業決定を受けたことに伴い、予算額の2分の1の額である150万円の財源組替えを行うものです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

9ページをお開きください。

第15款県支出金2項6目商工費県補助金は、歳出で御説明したアートを活用した観光交流促進事業に係る地域振興推進事業費になります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑がなければ、私が質問したいので、副委員長、交代お願いします。

[渡辺久治委員は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席]

大田基次副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

渡辺久治委員の発言を許します。

渡辺久治委員

13ページ、7款1項3目18節、この講師の都合により、確かにこれは、もうどうしても来れないというのよく分かるんですけども、でも、これを段取りしてやるのもすごく大変だと思いますけども、これに代わるですね事業というか、食に関するものを考えることはなかったんですかね。

大体いつ頃この中止が決まって、この補正予算にできなくなったのはどういう経緯、どのくらいの期間がありましたか、その間に。

大田基次副委員長

一問一答でお願いします。

渡辺久治委員

どれくらい期間がかかりましたか、中止が決まってから。

尾上商工観光課長

本年4月から5月にかけての協議の中で、伊地知シェフとお話をした上で中止を決定したところです。

渡辺久治委員

これが決まった時点で、何かほかの食に関するイベントをやろうかということはなかつたですか。

尾上商工観光課長

伊地知シェフのほかにも本市出身の光明なシェフがいらっしゃることは承知しておりますが、今回の事業につきましては、阿久根大使である伊地知シェフからの御提案により事業を検討したところです。ですので、ほかの方々にお願いをするというのはなかなか難しかったのかなということで、今回は中止という判断をさせていただいたところです。

大田基次副委員長

渡辺委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を渡辺委員長と交代いたします。

[大田基次委員は委員席、渡辺久治委員長は委員長席に着席]

渡辺久治委員長

商工観光課所管の事項の審査を一時中止します。

[商工観光課退室、都市建設課入室]

次に、議案第34号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第34号中、都市建設課所管の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の4ページを御覧ください。

初めに、第2表は地方債補正の追加であり、都市建設課分は、1番下の砂防メンテナンス事業であり、限度額を設定するものであります。

5ページを御覧ください。

地方債補正の変更であります、3事業とも都市建設課所管分であり、各事業に対する補助金の交付決定に伴い、限度額の変更をするものであります。

次に、補正予算に関する説明書により歳出から御説明いたします。

13ページを御覧ください。

8款土木費2項3目道路新設改良費の増額は、防災・安全交付金事業補助金の交付決定に伴い、各節の補正を行うものであります。

次に、4目橋りょう維持費14節工事請負費の増額は、道路メンテナンス事業補助金の交付決定に伴い補正するものであります。

14ページを御覧ください。

3項4目砂防費18節負担金、補助及び交付金の増額は、黒之浜地区の砂防メンテナンス事業が新規採択されたことから本市負担分を補正するものであります。

次に、6項1目住宅管理費は、社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算額を下回ったため、財源組替えを行い事業実施しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項7目土木費国庫補助金2節道路橋りょう費補助金の増額は、国の道路メンテナンス事業補助金の交付決定に伴う補正であります。

6節住宅費補助金は、国の社会資本整備総合交付金が減額となったことから補正するものであります。

10ページを御覧ください。

21款市債1項7目土木債につきましては、説明欄記載の市債の補正を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

山田勝委員

13ページのですね、委託料、工事請負費とこうあるんですが、失礼ですが、支障がな

かつたら、どこの工事で、どこどこのだと教えていただけませんか。

吉屋都市建設課長補佐兼建設係長

道路新設改良費の増額分の内訳につきましてですが、委託費のうち今回160万円、こちらのほうが市道下村瀬之浦線の脇本赤瀬川線から国道389号の間の区間の歩道整備工事を今計画しております、そちらの用地物件調査で、これが1棟今回ございますので、その調査費を追加で計上しております。

工事請負費につきましては、市道桙線の鶴川内集会所からの中学校のほうに向かって下りていく坂の間で歩道整備工事を計画しております、こちらの歩道工事の進捗を図るために310万円の追加を行いまして、160メーターから180メーターへの工事の推進を図る計画としております。

花田都市建設課長補佐兼維持係長

橋りょう維持費の工事請負費ですが、佐潟橋の修繕工事を予定しております。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中、都市建設課所管の事項の審査を一時中止します。

[都市建設課退室、生涯学習課入室]

次に、議案第34号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

早水生涯学習課長

議案第34号中、生涯学習課の所管に関する事項について御説明いたします。

補正予算書の14ページを御覧ください。

最初に、歳出について御説明いたします。

10款教育費5項2目公民館費18節負担金、補助及び交付金の補正額230万円は、一般財團法人自治総合センターが行う一般コミュニティー助成事業として、高之口区に対して公民館のエアコン整備費用を助成しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

10ページにお戻りください。

20款諸収入5項4目20節雑入コミュニティー助成事業助成金230万円は、先ほど歳出で御説明いたしました高之口区の公民館エアコン整備費用に係る助成金として自治総合センターから受け入れるものであります。

以上で説明を終わります。御審議方、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。議案第34号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

[生涯学習課退室、スポーツ推進課入室]

次に、議案第34号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

寺地スポーツ推進課長

議案第34号中、スポーツ推進課の所管する事項について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

14ページをお開きください。1番下の欄になります。

10款教育費6項1目保健体育総務費は、ボンタンロードレース大会補助金がスポーツ振興くじ助成金の採択を受けたことにより、財源の組替えを行うものであります。

次の15ページ、10款6項2目体育施設費の12節委託料は、説明欄に記載の2件の補正であります。

樹木伐採業務は、園内に植樹された樹木のうち、シロアリの被害や高齢化に伴う倒木や根の進入により浄化槽を破損する恐れがある樹木について伐採するものであり、野球場手すり取付業務につきましては、バックネット裏観客席に通じる階段、1塁及び3塁側がベンチ裏の階段に手すりを取り付けようとするものであります。

また、14節工事請負費の弓道場防矢ネット設置事業は、弓道場において矢が飛び出す事故や、初心者による事故を防止するため、同施設に専用のネットを設置しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

10ページにお戻りください。2番目の欄になります。

20款諸収入5項4目雑入の補正額のうち当課所管分は、スポーツ振興くじ助成金であります。

これは、歳出で御説明いたしましたボンタンロードレース大会補助金、弓道場防矢ネット設置事業、また、本年度当初予算で可決いただきましたバスケットゴールの購入費用の3件が本年4月に同助成金の採択を受けたことから、保健体育総務費及び体育施設費にそれぞれ充当しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第34号中、スポーツ推進課所管の事項の審査を一時中止します。

[スポーツ推進課退室、財政課入室]

次に、議案第34号中、財政課所管の事項について審査に入れます。

所管課に説明を求めます。

新町財政課長

議案第34号のうち財政課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回は歳出がありませんので、歳入のみ御説明いたします。

予算書の9ページを御覧ください。

第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正は、歳出に係る費用の一般財源として充当し、次の4目市有施設整備基金繰入金の補正は、弓道場防矢ネット設置工事、野球場手すり取付業務委託等への充当及びバスケットゴール設置事業にスポーツ推進くじ助成金が交付されるため、市有施設整備基金と財源組替えするものであります。

なお、これらの繰入れによる令和7年度末の基金残高は、財政調整基金が15億5900万円余り、市有施設整備基金が10億2000万円余りとなる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑ないようですので、議案第34号中、財政課所管の事項の審査を一時中止します。

予定していた所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について、皆様の御意見を伺います。

現地調査を希望される委員は予算書のページ番号、款、項、目、事業などの名称を、調査したい内容を御発言くださるようお願いします。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御希望の委員がいらっしゃいませんので、現地調査は行わないことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、現地調査は行わないことに決しました。

以上で、質疑等を終結します。

質疑等は終了しましたので、採決に進みます。

念のため申し上げます。

事案に対する賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いします。

まず、討議を行います。

討議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第34号、令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、起立により採決します。

議案第34号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は議了しました。

本日採決されました議案についての委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だよりへの掲載に関することにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で予算委員会を散会します。

(散会 午前11時38分)

予算委員会委員長 渡辺久治